

丹下建築を核とした街あるきコンテンツ構築・イベント実施業務
公募型プロポーザル基準仕様書

1. 業務名

丹下建築を核とした街あるきコンテンツ構築・イベント実施業務

2. 業務目的

今治市は、世界の **TANGE** と評された建築家・丹下健三氏の初期代表作である市役所庁舎や公会堂をはじめとする著名な建築群が集積する、国内屈指の建築文化都市である。また、しまなみ海道を中心に年間多くの外国人サイクリストや観光客が訪れる高いポテンシャルを有しているものの、点在する魅力的な文化資源が網羅的に統合されておらず、結果として滞在時間の短い「通過型観光」にとどまっている点が大きな課題となっている。

そこで、市街地に点在する丹下健三建築等のスポットをデジタル技術によって結節する「街あるきコンテンツ」を構築し、多言語に対応したナビゲーション機能や周遊機能を提供することで、建築を「見る」観光から「体験する」観光へと昇華させる。あわせて、オープニングイベントの開催や国内外向けプロモーションを展開することで、文化志向インバウンド層を含む観光客の回遊性向上と滞在時間の延伸を図る。

また、本事業を通じてイベント参加者の行動データやアンケート等を収集・分析し、翌年度以降に控える国際イベント等の開催を見据えた、持続的な観光戦略策定の基礎資料とすることを目的とする。

さらに、造成した文化体験コンテンツについて、実証・検証・磨き上げを行い、販売可能な商品としての市場性を高め、海外への情報発信や販路開拓を通じて、委託期間終了後も継続的に運営・販売できる事業モデルの構築を目指すものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。

4. 委託業務の内容

本事業の目的を達成するため、受託者は、今治文化観光創造プロジェクトチーム（以下「委託者」とする）と十分に協議・調整の上、コンテンツの構築、イベント運営およびプロモーション業務を実施する。基本的な業務内容は（１）～（３）のとおりとする。

（１） 街あるきコンテンツ

インバウンドおよび国内観光客がスマートフォン等を介し提供されるコンテンツを構築すること。コンテンツ内に掲載する画像等の制作も含むこと。

ア コンテンツ構築

- ・丹下健三建築を含む今治市内5箇所程度のスポットを周遊できるコンテンツを構築すること。
- ・現地での体験価値を高める内容とすること。
- ・利用者が各スポットを訪問したことを確認できる仕組みを構築すること。
- ・各スポットと連動した周遊機能を実装し、周遊達成状況を利用者が確認できる UI デザインにする

こと。

- ・仕様媒体はスマートフォン等、屋外で周遊に利用可能な端末向けとすること。
- ・他の自治体等における同種または類似のコンテンツ制作の経験・知見を活かした提案とすること。

イ システム拡張性の担保

- ・将来拡張性を見据え、コンテンツ追加および対応言語の拡張に対応可能なシステム構造とすること。
- ・本業務以外の拡張対応に係る費用については、本業務の契約金額には含めないものとし、必要に応じて別途協議するものとする。

ウ 提供環境の構築・運用保守

- ・コンテンツの提供方式に応じ、安定した動作に必要なサーバー、クラウドサービス等の環境を受託者が準備すること。具体的な方式および構成は、委託者と協議の上決定すること。
- ・提供環境については、アクセス負荷に配慮するとともに、必要なセキュリティ対策を講ずること。障害や不正アクセス等が発生した場合は、速やかに対応し、委託者へ報告すること。
- ・本コンテンツは継続的な公開を前提とし、委託期間終了後の運用方法および費用については、技術的な制約や運用上の理由等を考慮の上、委託者と受託者が別途協議するものとする。

エ 周遊コンテンツの実装

- ・丹下健三建築に関する理解を深めるコンテンツ内容とするとともに、周遊意欲を高める内容とすること。
- ・コンテンツ内で使用する地図、画面構成、UI 等については、利用者にとって分かりやすく、操作性に配慮したデザインとすること。
- ・コンテンツ制作には、委託者が提供する資料を使用することとし、それ以外を使用する場合は、受託者の責任において収集し委託者の確認を受けること。
- ・本業務において、事前の現地調査に伴う新規素材の撮影は原則として実施しないものとする。
- ・現地検証により不具合又は仕様上の問題が確認された場合は、受託者の責任において必要な修正を行うこと。

オ 多言語ナビゲーション

- ・チェックポイントを巡るためのナビゲーション機能を実装すること。
- ・多言語対応は、日本語、英語を必須とする 2 言語以上に対応すること。
- ・言語切替については、利用者が容易に操作できる仕様とすること。

(2) イベント実施およびプロモーション

街あるきコンテンツを活用した周遊イベントを企画、運営を実施すること。

ア イベント企画・運営

- ・会場設営、スタッフ配置（駐車場誘導員含む）、誘導を含めたオープニングイベント（1 日以上開催）の運営一式を行うこと。
- ・イベント会場等の施設利用費は受託費用に含めること。
- ・会場への警備配置が必要な場合は、受託者の業務範囲において手配すること。
- ・商品化を視野に入れた参加費用有料（1500 円程度／人を目安とする）のイベントを含むこと。

イ 会場装飾・周知物の制作

- ・ビジュアルデザインの制作、現地案内パネル等の印刷・作成・設置を行うこと。

ウ プロモーション展開

- ・インバウンドおよび国内観光客をターゲットとしたコンテンツの制作、広告発信を行うこと。

(3) テストマーケティング実施

次年度以降の観光戦略の策定に向け、有料イベント等を活用したテストマーケティングを実施するとともに、その効果を検証すること。

5. 成果品等

(1) 街あるきコンテンツシステム

(2) イベント運営マニュアルおよび現地設置装飾・案内パネル一式

(3) プロモーション画像、動画一式

(4) 業務完了報告書

- ・イベント実施報告書、テストマーケティング報告書、収支報告書含む

6 業務実施体制

受託者は、本業務を円滑かつ確実に遂行するため、業務責任者を配置するとともに、企画造成、文化的知見、イベント商品造成、インバウンドマーケティング、多言語対応、情報発信等の必要な専門性を有する人員を適切に配置すること。また、事業の企画・実施にあたっては、丹下建築に詳しい専門家の指導・監修を受けること。また、今治・しまなみ地域通訳案内士等の地域人材を積極的に活用すること。

7 留意事項

- (1) 関係法令、契約関係及び個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (2) 第三者の著作物等を使用する場合は、必要な権利処理及び許諾取得を適切に行うこと。
- (3) 本業務の実施に当たっては、今治文化観光創造プロジェクトチーム、今治市、関係団体及び地域事業者等と十分に協議・連携すること。
- (4) 既存のコンテンツや他の事業との重複を避けるとともに、本業務によって新たに創出される価値が明確となるよう留意すること。
- (5) 本業務は、単なる地域資源の紹介や周遊ルートの造成を目的とするものではなく、日本文化の本質を外国人旅行者に伝え、理解・体験・消費につなげる文化体験コンテンツの創出を目的とするものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施状況について今治文化観光創造プロジェクトチームと定期的に協議し、進捗状況を報告すること。
- (7) 本業務の実施に伴い受託者に収入が生じる場合は、当該収入及びこれに要する経費を明確に区分して整理し、当該収入により受託者に生じる利益については、利益排除の対象として取り扱い、委託料の精算時に調整するものとする。

8 業務分担

本業務における基本的な役割分担は、次のとおりとする。

(1) 今治文化観光創造プロジェクトチーム

- ・業務全体の統括及び進捗確認
- ・関係機関、関係団体等との調整
- ・必要な情報及び資料の提供
- ・事業実施に係る協議・助言
- ・成果物の確認・検査

(2) 受託者

- ・業務全体の企画・設計
- ・街あるきコンテンツの企画・造成
- ・有料イベント設計及び販売環境の整備
- ・多言語対応
- ・海外ターゲット招請による体験・検証・情報発信の企画・実施
- ・テストマーケティング及び情報発信
- ・海外旅行会社等への販路開拓
- ・地域事業者等との連携調整
- ・成果物の作成
- ・業務全体の進捗管理
- ・その他、本業務の目的達成に必要な業務

9. 権利の帰属

(1) 著作権等

本業務によって作成した成果物及び納品物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物に係る著作権を含め、受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は、委託者に対し、本業務の目的及び成果物又は納品物の利用、運用、管理その他必要な範囲において、当該成果物及び納品物を無償で、期間及び地域の制限なく、使用、複製、改変、編集、翻案、公衆送信その他必要な方法により利用することを許諾するものとする。

また、前項の利用許諾は、非独占的なものとし、受託者が成果物及び納品物を自ら利用し、又は第三者に利用させることを妨げないものとする。

なお、受託者は、委託者による前二項に定める利用について、著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 紛争の処理

受託者は、本業務の成果物について、第三者から著作権その他の知的財産権の侵害を理由として、異議、請求、訴訟その他の紛争が生じた場合には、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとする。ただし、当該紛争が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

10. その他

本仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。